

宗像宮第二宮本社における虫振神事について

中村 琢

はじめに

今日の宗像大社中津宮においては、八月七日に七夕祭が行われている。旧宗像郡大島村が、町村合併により宗像市に編入された後は、イベントの「大島七夕まつり」も併せて行われるようにもなっている。本稿においては、これの前身とみなされている中世の中津宮の七夕行事を、宗像宮の七夕行事に位置付けながら検討する。なお、名称については当時に準じて、宗像大社については宗像宮、中津宮については第二宮本社とする。

第二宮本社の七夕行事の初出は、「正平二十三年年中行事」で、「七夕蟲振神事」（以後、蟲振を虫振とする）と見える。これについては、従来中津宮の七夕祭のルートと考えられ、「虫振神事」の表記から農業に関わる祭事かとの推測がなされたことはあったが、改めて検討されることがなかった。ところが、古く『宗像神社史』（下）によると、「虫振」は、曝涼、いわゆる虫干しであり、漢土の風習を移入されたものとする（宗像神社復興期成會一九六六、一九三三）。この風習は、古く日本にも伝わり、有職故実書の「西宮記」に見えるのはじめ、公家・武家・社寺にわたって広く見える。

九州においても、本稿で取り上げる宗像宮のほかには宇佐宮に見え、

現在の宇佐神宮の年中行事にもその痕跡を残す。それは「虫振祭」といわれ、「風除祭」と併せて八月七日に行われている。宇佐神宮によると、この「虫振祭」は「御殿内の装束及び宝物類の虫干しを行う神事」とし、「風除祭」を「風水害や病虫害からの被害を受けやすい八月の時期に、稲や農作物の安全な生長を祈念する祭典」とする。このように、虫干しの「虫振祭」と、農耕関係の祈念の「風除祭」を区別している。¹⁾

以上を踏まえて宗像宮、とりわけ大島の第二宮の七夕行事の変遷についての考察に入っていこう。まず、第一章では、初期の第二宮本社の「七夕祭」の性格を探るために、まず有職故実書によって宮中の、そして古代に宮社であった神社の七夕行事について確認する。「延喜式」に見るとおり、宗像宮は古代においては官社に数えられた。官社は、七世紀後半の律令制の成立にともなつて、中央政府の命にもとづいて全国的な規模で創出された常設神殿をもつた新たな宗教施設で、これをもって神社が成立したとも考えられている（井上二〇一一、二六）。ここで成立した神社では、ヤシロやモリといった宗教施設とは異なつて、祭祀権が基本的に国家（天皇）の手独占され、性格も大きく異なつたとされる（井上二〇一一、二七）。

そのため、官社であった宗像宮の古代〜中世の行事については、一般的な官社の行事を知ることと理解できると考えられる。

第二章では、第一章で明らかにしたことをもとに、宗像宮の七夕行事の初出になる「正平二十三年年中行事」から、宗像宮の虫振神事について明らかにする。そして、その後の史料の記述から、この虫振神事がどうなってしまうのか、七夕行事のその後の変化について検討する。

第三章では、大島の第二宮本社における中世の七夕行事について検討するとともに、第二宮本社の祭祀組織に迫る。併せて、宗像宮のその他の末社の七夕行事も紹介する。他方で、大島の七夕行事については、江戸時代の地誌『筑前国続風土記』に紹介されている。ここでは、歌学書の引用がなされている。果たして、この歌学書の記述をそのまま中世の第二宮本社の七夕行事ととらえてよいのか検討する。

本論に入る前に、ここで、本稿で主に用いる宗像宮の文書、「正平二十三年年中行事」と「応安神事次第」について簡単に紹介しておく。その他の史料については、行論のなかで適宜紹介する。なお、詳細については、桑田和明や『宗像大社文書』第三巻を参照していただきたい。

まず、「正平二十三年年中行事」は、南北朝の騒乱の只中の正平二十三年（一三六八）の成立で、本社以下各社の目録をあげ、ついで各社ごとに年中行事の月日と名称をあげている（桑田一九八八、四二〜四三）。北部九州が南朝勢力下にあった時期に、宗像宮が南朝勢力に接近するかたちで神社の興隆をはかった証左とみなすべき

性格のものと考えられる（宗像大社文書編纂刊行委員会二〇〇九、七一六）。

「応安神事次第」は、原本は現存せず、最古の甲本から癸本までの六本の伝本が知られ、甲本から戊本までは忌子祢宜家であった深田家の子孫、宗像氏に蔵され、癸本は宗像神社に伝来した（桑田一九八八、四三）。本稿で取り上げる甲本と乙本については、甲本は最も原本に近い写本とみなされ、室町期（永享期以降）の書写とされる。ちなみに甲本には、乙本と比較して欠落した箇所がみられる。乙本は、他本と内容にちがいが見られ、甲本とは直接的には系統のつながらない異本とみなされている。諸所には、本文と同筆の頭書があり、本文の内容を補っているが、他本には見られない独自の記事も少なくなく、また甲本の記事を脱落させた箇所もある。書写は、戦国時代を下らない時期になされたとみられ、古さも甲本に次ぐとされる（宗像大社文書編纂刊行委員会二〇〇九、七二一）。

「応安神事次第」の原本は、「正平二十三年年中行事」の成立から七年後の応安八年（一三七五）三月十七日に、宗像宮の年中行事の引付が度々の争乱で紛失したので、大宮司たる社務の仰せによって祝詞禰宜致広が注進したとされる。「正平二十三年年中行事」が「官社」ごとに年中行事を列挙しているのに対し、「応安神事次第」は、すべての官社の年中行事を月日順に並べているところに大きなちがいがある（宗像大社文書編纂刊行委員会二〇〇九、七二〇）。

第一章 官社の七夕行事

七夕に、宇佐宮にて虫干しとして虫振を行っていたと伝えられて

いることはすでに示した。本章では、実際に七夕に行事として虫干しを行うものなのか、有職故実書や、古代から中世にかけて官社とされた神社の記録類から見てみたい。

i、有職故実書「西宮記」に見える七夕の行事

まず、はじめにで触れた有職故実書にあたる「西宮記」を見てみよう。「西宮記」は、源高明によって著された総合的な有職故実書で、宮廷の年中行事・典礼・装束・制度などの儀式次第が記されている。多くの古記・旧記にも引用され、平安中期の根本史料として高い価値が見出されている。この「西宮記」の七月七日条に、次のように七夕行事の記事が見える。

七日、内膳供御節供、付采女、采女付き女房。五七九月、同之。但、三月不入内膳式。

内蔵設殿上酒饌。涼御調度。

蔵人所人等涼之。召長鏡敷兼、孫庇拭拂。涼仁壽殿御屏風。⁽³⁾

ここでは、乞巧奠とは別に、節供と、調度や仁壽殿の屏風を広げて日に乾かすことを行っている。次に「江家次第」を見ると、やはり七月七日条には、乞巧奠とは別に、次のようなことを行っている。

同日（七月七日）拂拭御物事

鋪廣筵於清涼殿孫庇、風戾御物等良久拂拭後、如元返置、又披清涼・仁壽・宜陽殿等御物。⁽⁴⁾

と見えて、「拂拭御物事」と称して、やはり清涼殿の孫庇の下に広筵を敷き、そこに御物を出して風に当てたりしながら拂拭いたりする旨の記述がみられる。

以上のように、「西宮記」や「江家次第」から、宮中においては、七夕に乞巧奠とは別に、屏風などの御物を外に出し、風に当て目に乾かし拂拭くといった虫干しのようなことがなされていたことが分かる。

ii、官社の七夕行事

次に、官社とされた神社においてはどうかだろうか。さきに紹介した『宗像神社史』には、美保神社の虫探神事（御虫干）と厳島神社の神寶晒しに触れられていた。そこで、ここではそれ以外の出雲大社と熱田神社の七夕行事を紹介したい。

それでは、まず出雲大社の七夕行事を見てみよう。延宝七年（一六七九）に書かれた出雲大社の祭礼・年中行事の一覧、「出雲大社年中行事」には、次のように見える。

七日 大祭禮此日曝寶器、設音楽。國造千家昇殿。⁽⁵⁾

七月七日には大祭礼として音楽を鳴らしながら宝器を晒している。そして、ここでは祭祀を司る大社の長たる国造の千家が昇殿してもいる。

次に、国造の千家方の中官藤間大蔵によって書かれた、幕末頃の神事の方式とそこでの人々の様子を記述した「御神事式」を見てみ

よう。⁶⁾

七日

一、今日御蟲干御神事也、別火殿昇殿直ニ御案内、即刻御昇殿被遊、御行列御先掃除番・御鉾傘神人惣出・被官三十人・長絹・伶人・中官・上官・隨身左右・御輿・御太刀持・近習・近習格・御沓・長柄等也、御昇殿之節樂打申候、御社人御神拜、小内殿御戸開被遊、別火几帳被引申候、夫より御上上上官中も御祝詞有之事、相濟上段之大カケバンも下段ノ大カケバンも并べ、夫より御神寶品々其上へ出し蟲干之事、扱又上ニテハ御當宮ノ御装束類、且又御上并ニ御表役、別火殿御立會にて御證文并御書類ヲ御しらべ被遊候事、萬々相濟、奉幣有之候へハ昇殿仕事相濟、御下殿之事、⁷⁾

これによると、別火殿に昇殿すると、案内が出て昇殿する。そして、御先掃除番・御鉾傘神人のすべて・被官が三十人・長絹・伶人・中官・上官・隨身左右・神輿・御太刀持・近習・近習格・御沓・長柄等と大規模な行列が組まれる。また、行列に伶人（音楽を奏する人）が見えるが、昇殿のときには楽打が奏される。そして神拝がなされ、国造であろう御上や上官らによる神事が終わったあとに、神宝や装束類の虫干しがなされる。また、併せて證文や書類を調べる機会も設けられる。このように、七月七日の虫干が盛大な儀礼でありながらも、それだけではなく実際に虫干しや證文、書類の確認がなされるといったように、実質的な機能をもった行事であったこと

が分かる。

次に、熱田神社を見てみよう。文明十七年（一四八五）の「文明十七年年中行事」では次のように記されている。⁸⁾

七日 供御并御サカシモノ、⁹⁾

このように、七月七日に、供御とともに「サカシモノ」ということを行っている。この「サカシモノ」の内容を、江戸時代の成立と時代が下るが、「熱田祭奠年中行事故實考」によって見てみよう。

七日 同供御撤、神寶風入、大宮司参向、辰剋大宮供御内梶葉麥麵、瓜、神寶風入、大宮司参向、文明記云、七月七日、供御并御サカシモノ、¹⁰⁾

大宮司が参向し、朝に大宮の内陣にて梶の葉や麦麵、瓜を供え、それらを撤すると神宝に風を入れる。このように、やはり虫干しが行われている。

以上のように、七月七日には虫干しを行った。とくに神社においては、この虫干しの儀礼に国造や大宮司も参加するなど、重要な儀礼とみなしていたことが窺えた。

第二章 宗像宮の虫振神事について

i、室町時代以前の宇佐宮の虫振神事

前に紹介したように、宇佐宮と宗像宮では、ともに七月七日の行

事を虫振神事としている。ここでは、このうちの宇佐宮の虫振神事がどういったものであったのか見てみたい。

それではまず、鎌倉末期ころの注進によると推定される「宇佐宮寺年中行事一具勤行次第」の七月七日条を見てみよう。

(七月) 七日、同御炊殿飾供、

祠官、廳内以下神官束帯、⁽¹⁾

御炊殿で飾供がなされ、祠官神官が束帯で参加している。次に、この七夕の行事をさらに詳しく見るために、大宮司をはじめ神官の動きを主に記す「宇佐宮寺年中月並神事」と、享徳四年(一四五五)に編纂された「宇佐宮齋會式」を見てみよう。

七日 虫振事、以巳剋宮司以下参御炊殿申行之、⁽²⁾

一、同七日虫振事

以巳剋、女官、大宮司、次官、廳内参御炊殿御供、料米小野庄御稻
甘束分米一石、

奉備御幣、御倉進、祝如例、次神坏一渡、有廳座酒坏來調
郷役次退出、⁽³⁾

このように、七月七日に「虫振事」が見える。宇佐宮では、現在に虫振神事を伝える。残念ながら史料からは虫干しの様子を読み取ることができないが、前に述べたように、「御殿内の装束及び宝物類の虫干しを行う神事」と伝えている。参加者については、女官や

大宮司、次官、宇佐宮の中心の廳内神官たちが正装にて儀礼を執り行っている。この点については、出雲大社や熱田神社同様に、神社の長の参加する重要な儀礼に位置付けられていたことが分かる。

このように、七月七日に虫干しであったと伝えられる虫振神事を行った宇佐宮も、出雲大社や熱田神社と同様に、大宮司が参加する重要な儀礼とみなしていたことが窺える。

ii、宗像宮(辺津宮)の虫振神事

それでは、いよいよ宗像宮の虫振神事を見ていこう。

宗像宮の虫振神事は、正平二十三年(一三六八)の「正平二十三年年中行事」に見える。本章では、本土の辺津宮のものを見てみよう。

辺津宮は、惣社を第一宮、中殿を第二宮、地主神を第三宮とし、これらが併立していた(宗像神社復興期成會一九六一、二〇一〜二〇五)。虫振神事は、七月七日にこれら三カ所のそれぞれで行われた。このうち第一宮と第二宮については、「七月七日、七夕蟲振神事御供 二王丸役
酒肴 實相院役」と見える。第三宮においては、二王丸役の御供のみで、実相院による酒肴は供されなかった。つまり、虫振神事は、宗像宮の寺家の一とみられる二王丸が御供を負担し、鎮国寺を構成する五支院の一の実相院が酒肴を負担したことが分かる。

この「正平二十三年年中行事」においては、儀礼に大宮司たる社務が奉仕する場合は「社務役」と記される。ところが、この虫振神事には「社務」は見えず、少なくとも大宮司の奉仕する儀礼には位置付けられていなかったことが分かる。この点において、出雲大社

や熱田神社、宇佐宮とは対照的といえる。

iii、宗像宮（辺津宮）における七夕行事の変化

宗像宮の虫振神事が、それほど重視されていなかったということ、次のことから窺える。

「正平二十三年年中行事」より後の「応安神事次第」では、虫振神事が見えなくなってしまう。室町期（永享以降）に書写された諸伝本中最古の甲本には（宗像大社文書編纂刊行委員会二〇〇九、七二〇～七二一）、七夕行事そのものが見えないのだ。その後の七夕行事については、戦国時代を下らない時期に書写された乙本に、頭書のかたちで「同（七月）七日、乞巧天（奠）三社祭礼」がようやく見える。ここからも、宗像宮では、出雲大社や熱田神社とは異なつて、少なくとも七夕の行事がそれほど重視されていなかったことが窺える。

ちなみに、前に紹介したように、宮中では、乞巧奠と虫干しとは区別されてなされていた。従つて、虫振神事と乞巧奠は単に表記上の違いというだけではなく、虫干しの儀礼、あるいは虫干しの名残としてなされていた儀礼から、乞巧奠へと、行事そのものが変化していた可能性がある。

七夕に行う虫干しは、熱田神社や出雲大社に見たように重視されていた。宗像宮と同様に「虫振神事」とした宇佐宮でも、大宮司が祭祀を司る重要な行事に位置付けられていた。ここでは、現在に至つてもなお、小祭としながらも虫振祭として神事が行われている。

他方、宗像宮においては、七夕行事が重視されず、「蟲振神事」

の名も「正平二十三年年中行事」限りで見えなくなる。その後、七夕行事は、戦国時代に書写されたとみられる「応安神事次第」乙本のみ、かろうじて頭書に乞巧奠が見える。ところが、「西宮記」や「江家次第」には、乞巧奠は虫干しとは区別して記述されており、これらは別々の儀礼であったことが考えられる。こうしたことから、「正平二十三年年中行事」から後の時期に、七夕行事そのものが変化したことが考えられる。

第三章 中世大島の七夕行事

第二章まで、宗像辺津宮の七夕行事について見てきたが、本章では大島にある大島第二宮本社の七夕行事を見てみよう。

i、大島第二宮本社の七夕行事

中世大島の七夕行事については、「正平二十三年年中行事」に見える。ここには、「七月七日 七夕蟲振神事」と見え、辺津宮と同様に虫振神事を行っていたことが分かる。ちなみに、沖ノ島（息嶋）をはじめ、ほかの末社には虫振神事は見られない。辺津宮と大島のみ虫振神事を行っていたことになる。¹⁴

そして、辺津宮同様に大島でも「正平二十三年年中行事」限りで虫振神事は見えなくなってしまう。天文二十二年（一五五三）の「大島第二宮年中御神事次第・大島第二宮年中御供米之事」¹⁵には、「七月、七夕 御神事」、「七月 棚機御供 四升」と書かれており、単に七夕の節供になっている。ちなみに、大島の七夕行事は、天正十四年（一五八六）に、宗像大宮司氏貞逝去後、一時絶えるが、元禄

二年（一六八九）に再興される。このように、大島第二宮本社においても、辺津宮と同様に「正平二十三年年中行事」限りで虫振神事は見えなくなり、七夕行事は変化したとみられる。

ii、中世大島の祭祀組織

次に大島第二宮の諸行事に、どういった人たちが関わってきたのか考えてみよう。

まず、「応安神事次第」（甲本）の、辺津宮の二月の「春大祭事」の記事を見てみよう。

一、春大祭事、政所有大飯
小勝浦神人七人 大島神人七人
庭ニテ中臣祓アリ、次御前浜ニテ有祓、祢宜魚ヲ釣ル、

このように、「春大祭事」には小勝浦神人七人と大島神人の七人が寄り合つて人形を作っている（桑田一九八八、五六）。ここから大島には七人の神人が存在することが分かる。

それでは、彼ら七人はどのような存在だったのであるか。そして、どのように行事に関わったのであろうか見てみよう。同じく「応安神事次第」に、十二月二十五日の政所九間社（辺津宮）の八女神事（八乙女による神楽舞）の記述がみえる。このときに、辺津宮の第二宮の眷属小神、五位社にて、大島の神人らによる「杵折」の儀礼が行われている。「杵折」の儀礼とは、当時神聖な呪物とされた杵（唐櫃等の昇ぎ棒）を祈る行事で、これを祈ることによって甲乙

間の優劣・勝負を決した儀礼で（宗像神社復興期成會一九六六、二五五、宗像大社文書編纂刊行委員会二〇〇九、一三三八）、次のような人たちによってなされていた。

大嶋ノ五位ノ酒肴アリ、アフコヨリアリ、アフコ折事、一甲斐
ト嶋ノ弁済使ト両人役也、大嶋ノ神人六人參テ歌ヲウタナ
リ、嶋ノ御神楽コトシ、
神官ウケノ歌アリ、如嶽祭、

このように、まず末社の五位社に酒肴（御酒大瓶一、魚一尾）を供える。次に一甲斐と弁済使で杵折の役を務める。そして大島の神人六人が、島の御神楽のように歌う。最後に辺津宮の側の神官がウケノ歌を歌う。ウケノ歌は、政所九間社の神事のほかに、撰末社の嶽祭といわれる祭りで歌われた（宗像神社復興期成會一九六六、二四六）。ちなみに、この儀礼について、『宗像神社史』は、「沖津宮と中津宮との奉仕者間で行はれ、その勝負によつて、兩宮奉仕者の優劣がきめられたものと考へられる（宗像神社復興期成會一九六六、二五五）」と推測している。

彼らについての詳細は、「応安神事次第」よりも時代が下るものの、「宗像宮御廳着座次第寫」によつて明らかになる。

まず、弁済仕は弁済仕少宮司とされ、併せて大嶋御嶽第一宮御燈とされる。大島の御嶽とは、中津宮の後ろに聳える山で、現在でも御嶽神社が鎮座する。江戸時代には、山上の神社が本社に移されてしまつていたようだが、里人に天照大神と言われていたという。そ

宗像宮御廳着座次第 天正十三年之酉二月吉日

瀬守		左座	
宗像御廳	宗像御廳	一、權大宮司	社務御子御座雖在之御出仕者無之
宗像御廳	宗像御廳	二、金丸	近年所帶無之
宗像御廳	宗像御廳	三、徳定、未出仕	續修理進
宗像御廳	宗像御廳	四、自大玉丸、權擬大宮司	平朝臣守郷 古部彌七 力丸平十郎
宗像御廳	宗像御廳	五、仁王、權擬大宮司	平朝臣眞元 深田治郎太輔形朝臣
宗像御廳	宗像御廳	六、政三郎、權擬大宮司	藤原朝臣致次 吉田助次郎 市丸七郎
宗像御廳	宗像御廳	七、十郎丸、權少宮司	大藏朝臣守種 河野助五郎
宗像御廳	宗像御廳	八、恩得、權少宮司	安道
宗像御廳	宗像御廳	九、一甲斐	
宗像御廳	宗像御廳	十、權官職仕	三郎右衛門
宗像御廳	宗像御廳	十一、權臣大井	平左衛門
宗像御廳	宗像御廳	十二、權官中尾	孫六
宗像御廳	宗像御廳	十三、權官勝浦	彌八郎
宗像御廳	宗像御廳	十四、權官日當	彦左衛門

れ以前には、「大島御嶽三所大菩薩」とされたこともあったとい(20)う。実際に、御嶽は靈山を思わせる趣があり、眺望において優れている。沖ノ島はもちろん、本土の側を望めば条件が良ければ遠く田川郡の靈峰彦山（英彦山）をも見渡すことができる。一方で、地元(21)の子どもたちからは、怪談めいた話が語られ、近づきたくない場所ともされる。祭祀がなされる特別の場であったとする「記憶」が世代を超え現在に伝えられていると考えられる。

弁済仕は、一般的には「弁済使」とし、荘園で課役を勤仕させるために設置されたとされる。従って、御嶽を管轄する神官であると同時に大島の行政の長としての役割を果たしたとみられる。

一甲斐とは、代々大島に居住した沖津宮（第一宮本社）奉仕の社家である。対して中津宮（第二宮本社）奉仕の社家は、同様に代々大島に居住し、二甲斐を名乗っている（宗像神社復興期成會一九六六、五二六～五三三）。その他の神人については、「応安神事次第」の「春大祭事」には七人と見え、「杓折」の儀礼の記事では六人と見える。他方、「宗像宮御廳着座次第」には目原・立石・大嶋・今里・江坂の五名が見える。大島神人は六人前後存在し、大島島内の各所に居住し、末社などに奉仕していたのではなからうか。

このように、大島には、行政官と神官を兼ねたような弁済仕、第一宮本社（沖津宮）に奉仕した一甲斐、第二宮本社に奉仕した二甲斐、そして六人前後の神人が存在し、役割を分担しながら共に儀礼に関わったとみられる。

iii、歌学書に見える大島の七夕

第二宮本社の境内に、いつの頃からか牽牛織女の小社が天ノ川を挟んで設けられる。ちなみに、天ノ川は、御嶽の下に源流をもち、第二宮本社（中津宮）の境内を流れる川である。また同じく境内には、天の真名井といわれる霊泉があって、天ノ川に水を供給する。これらの小社について、『筑前国続風土記』（宗像郡上、十六）は、次のように紹介している。

石見女式髓脳に曰、筑前大島と云所に星宮とて有、川を隔て、宮有、北を彦星の宮と云、南をは七夕宮といふ也、男を申者彦星の宮に籠り、女を申者は七夕の宮に籠るなり、七月朔日より七日送まに籠りて、川中に三重の棚を結て星祭をして、三の手洗に水を入れて影を見るに、何も逢へき男の姿手洗にうつれは、其男に逢へきと知なり、古今集榮雅抄に曰、筑前國大島の星の宮とて、北は彦星をいわひ、南ハ織女を崇む、二社の間に川有、天の川と名付く、女を得んとおもへは織女の宮に籠り、男を得んと思へは彦星の宮に籠る、七月朔日より七日の夜半に至り、河中に棚を結ひて、手洗上中下三に水を入れて、上中下に男の名を書て祭りをして、手洗にうつりたるに随て、其男女を定めるなり、此祭りおせんとして、河原にたゝぬ日ハなしといへり、

このように、「石見女式髓脳」と「古今集榮雅抄」の二つの中世の歌学書を引用している。ちなみに、「石見女式髓脳」は、「石見女式」ともいわれる中世の歌学書で、この柿本人麻呂の娘石見女に仮託し著されている。両部神道や二条家歌学の影響が強く、鎌倉時代末期以後の成立とみられる。「古今集榮雅抄」は、中世の和歌と蹴鞠の家、飛鳥井家の飛鳥井雅親（榮雅、一四一七—一四九〇）が、『古今和歌集』の講釈を聞き書きしたものである。²⁵

これら二つの歌学書によると、七月一日から七日まで、愛しい男性と出会いたいと思う人は彦星の宮（牽牛社）、愛しい女性と出会いたい人は七夕宮（織女社）にお籠もりをし、河中に棚を結つてタライに水を張り男女の仲を占つたとする。『宗像神社史』（下）では、

これを、「正平二十三年年中行事」に見える虫振神事とともに行われた「特殊な七夕神事」とみなしている（宗像神社復興期成會一九六六、二八二）。ところが、「正平二十三年年中行事」には、第二宮本社の境内社として五位社、大宮社、大神宮社、河上社、御衣代社、所司社、龍王者、年所社、止リ社、祝詞社、荒熊社、山部社、山師社、御竈社、君達社、草上社、天宮社、金宮社、御船漕社、禊和社、四道社、朝拜社、風隼社、息送社、九日社、息正三位社があがっている。このように、少なくとも眷属社二十六社のなかに数えられる社には牽牛や織女に関わる社名は見えない。『宗像神社史』（上）によっても、当時における両社の存在については「牽牛・織女兩社の祭りがあつたものと解され（宗像神社復興期成會一九六一、五六二）」ると、あくまで推測の域を出ない。その後、七夕行事について「七夕」や「棚機」と記されるようになって、史料中にこうした特殊な神事についての記述は見えない。

他方、歌学書のなかには、筑前（筑後）大崎星宮と、現在の福岡県小郡市の地名を挙げているものも見られる。²⁶大崎は現在の福岡県小郡市にあつて、七夕行事で知られる媛社神社が鎮座する。やはりここにおいても、大島同様に実際の川（宝満川）を天の川に見立てて、織女たる媛社神社の対岸に牽牛社を祀り、彦星と織姫の七夕伝説を再現するかたちの祀り方になっている。この大崎では、古く「肥前国風土記」に織女神が見えるが、そこに見える織女神は、媛社の郷にあつて非常に荒ぶる神であり、道行く人を殺したりしたという。ここから、単純には恋愛に結びつくような神とは思えない。この荒ぶる神が織女とされたのは、「肥前国風土記」によると、宗像の珂

是古なる人物が、織物の女神の織女であることを示したことによるという。ちなみに、この媛社神社の七夕行事が有名になったのは、『小郡市史』は江戸時代中期以降とする。このころに、それ以前の元禄十年（一六九七）には岩船大明神とのみしていたものが、嘉永七年（一八五四）の鳥居の額に「磐船神社」に加えて「棚機神社」と並記されるといった祭神名の移動を窺わせることが起きたり、明和六年（一七六九）に神像が作られたりという（小郡市史編集委員会一九九八、七六五）。

いずれにしても、歌学書の記述に見える大島と大崎の双方に七夕行事が存在し、今もってどちらかということがはっきりしていない。どちらにしても、歌学書の記述は、飛鳥井家のような和歌の家や和歌を相伝する人たちの間で、大島や大崎といった現地のあり様や信仰、その他の伝承とは切り離されたかたちで独り歩きした可能性がある。他方、現地の大島や大崎の側では、こうして和歌の世界のなかで出来上がった歌学書の「七夕」が、それを知った現地の知識人のような人たちによって再帰的に受け入れられ、新たな七夕として定着していった可能性も考えられる。この歌学書の七夕の記述をさらに詳しく理解することは、史実か否かといったことばかりではなく、歌学書の民俗への影響を知る上でも大切なことではなからうか。

おわりに

宮中や官社であった神社では、七月七日に虫干しを行っていた。これらは、民間というよりは、例えば神社では大宮司が祭祀を司る

など、宮中や神社における重要な行事としてなされていた。

九州においては、宗像宮や宇佐宮に虫振神事が見られた。宇佐宮においては、今でも虫振祭と称し、虫振神事をルーツとする神事を行っている。この宇佐宮の虫振神事は、中世以前においては、大宮司が祭祀を司る重要な行事としてなされていた。ところが、宗像宮では大宮司の役は見えず、正平二十三年（一三六八）の「正平二十三年年中行事」限りで見えなくなる。扱いにおいて他社ほど重視されてはいなかったとみられる。

大島においては、第二宮本社で辺津宮と同じように当初は「蟲振神事」として七夕の行事を行ったが、やはりここでも虫振神事は見えなくなり、「七夕」や「棚機」、「七夕棚機」とも称するようになった。

このように、宗像宮の虫振神事は、中央の影響を受けた官社の行事を起源にしていると考えられる。ところが、以上のように他の官社にくらべ、この行事を重視していなかったとみえ、その後、虫振神事は見えなくなった。

本稿では、大島の祭祀組織についても「応安神事次第」や「宗像宮御應座次第寫」によって検討した。これによって、中世の大島には、神事に関わる者として、御嶽を管轄する神官であると同時に、大島の行政の長として活躍したとみられる弁済仕少宮司、大島に居住し沖津宮（第一宮本社）に奉仕した社家一甲斐、中津宮（第二宮社）に奉仕した二甲斐、その他六人前後の神人が存在したことを確認することができた。

以上から、大島の七夕行事は、民間からはじまったと言うより

は、宮中の儀礼に対応するような、官社としての宗像宮の儀礼としてはしまったものであると言えよう。しかしながら今もってなおその内実において未詳な部分が多い。今後は、同時代の史料や、年中行事に関わる撰末社の史料などを用いたさらなる検討によってその内実を明らかにするとともに、虫振神事から乞巧奠や七夕神事への変化といったことについて明らかにする必要がある。

註

- (1) <http://www.usajinguu.com/festival-list.html> (20180720)
- (2) 桑田和明一九八八「南北朝・室町時代における筑前宗像社と諸郷一年中行事を通して」『西南地域史研究』第六輯、四一〜六六頁。宗像大社文書編纂刊行委員会二〇〇九『宗像大社文書』第三巻、宗像大社復興期成會、七一六〜七二三頁。
- (3) 「西宮記」『神道大系』朝儀祭祀編一、西宮記、二〇一頁。
- (4) 「江家次第」『神道大系』朝儀祭祀編四、江家次第、四〇四頁。
- (5) 『神道大系』(神社編三十七、出雲大社)の解題による。
- (6) 『神道大系』(神社編三十七、出雲大社)の解題による。
- (7) 「御神事式」『神道大系』神社編三十七、出雲大社、三八三〜三八四頁。
- (8) 時期については、『神道大系』(神社編十九、熱田)による。
- (9) 「文明十七年年中行事」『神道大系』神社編十九、熱田、一九〇頁。
- (10) 「熱田祭奠年年中行事故實考」『神道大系』神社編十九、熱田、三二三頁。
- (11) 「宇佐宮寺年中行事一具勤行次第」『神道大系』神社編四十七、宇佐、六五七頁。
- (12) 「宇佐宮寺年中月並神事」『神道大系』神社編四十七、宇佐、六六七頁。
- (13) 「宇佐宮齋會式」『神道大系』神社編四十七、宇佐、七二二頁。
- (14) 「正平二十三年年中行事」に見える末社の七夕の行事については、山王社、山田郷妙見社、山田郷白山権現、土穴若宮社、内殿郷若宮、郷若宮、年毛大明神、室貴社、宮田社、光岡若宮社、十所王子社、山口若宮社、宮永若宮社、鴨山若宮社、朝町大明神の以上十五社に、神事や節供神事が見える。
- (15) 天文二十二年(一五五三)「大島第二宮年中御神事次第・大島第二宮年中御供米之事」『宗像大社文書』三、四一七〜四二二頁。
- (16) 政所に付属し同一構内にあったと考えられている。大宮司が就任するような晴の儀式に用いられた。建物の大きさは、九間(約一六・四メートル)であったとみられる(宗像神社復興期成會一九六一、四一二、同一九六六、二五四、宗像大社文書編纂刊行委員会二〇〇九、二三八)。
- (17) 「応安神事次第 甲本」『宗像大社文書』三、二二二頁。
- (18) 嶽祭は、二月十五日に行われた(「応安神事次第 戊本」)もののほかに、十二月十九日に田野郷與里明神嶽祭、同森社嶽祭、織幡・人見明神嶽祭が、十二月二十日に、許斐の原明神嶽祭、宮地嶽明神嶽祭、在自郷若宮明神嶽祭、奴山縫殿社嶽祭が行われた(宗像神社復興期成會一九六六、五五〜二五九頁)。
- (19) 『宗像大社文書』三、四六五〜四六六頁。
- (20) 『筑前国続風土記』には、「御社の後に御嶽と云高き山あり。昔は山上に神社あり。田島の祭禮記に、大島御嶽三所大菩薩とあり。里民は天照大神にておはしますと云。然ともいまた詳ならず。寛文二年本社境内に小社を立て遷し奉る」とある。

